

税務調査の活発化が予想されます！

国税庁は近年、電子化を推進し、書類申告者の相談対応を削っています。その分の空いた人手を使って税務調査を増やすことを方針にしており、各地の国税局や税務署で実行に移されています。

県内では、事前通知なしに調査官がやってくる無予告調査の例が報告されています。尾北民商の管内でも、毎年使っていた控除を入れ忘れていたので更正請求をしたら、戸籍謄本の写しを要求されるなど、税務署の対応が硬質化しています。

コロナ禍で急減していた調査の件数は、これから大きく増えることが予想されます。事前通知の電話がかかってきた時、あるいは予告なく調査官が訪ね



てきた時、多くの人は動揺と無縁ではられません。

○調査日時と場所は、その場では
決めずに民商の仲間に相談を！

毎年、民商は会員の皆さんに自主計算パンフレットをお届けしています。その中ほどに掲載されている「税務調査についての10の心得」をご確認ください。

国税通則法は、税務調査の事前通知義務についても定めています。通知の電話に動転して、都合の悪い日なのに約束してしまったという場合も、正当な理由なら調査日時や調査場所の変更は可能です。

もし事前通知が来た時、あるいは突然に調査官が来てしまった時は「今は仕事で都合が悪いから後で連絡する」と、仕切り直しましょう。

税務調査は個人ではなく、仲間と連帯して対応するものです。すぐに民商に相談してください。

尾北民商
ニュース

2024年
7月15日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

税務調査の事前通知11項目

- ① 事前通知を行う旨
- ② 実地調和を開始する日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手（納税者）氏名および住所
- ⑨ 調査担当職員の氏名および所属
- ⑩ ②と③は変更可能であること
- ⑪ ④～⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること



税金から平和を考えるシンポジウムin愛知

7月28日（日）13：15～16：00

栄ガスビル ガスホール（名古屋市中区栄三丁目15-33）

パート1 大軍拡・大增税は私たちに何をもたらすのか
パート2 私が活動を始めたきっかけと体験

参加を希望する人は、最寄りの役員さんか民商事務局にご連絡ください。

民商事務所で販売中のそうめん残りわずかです！

小箱（0.75kg入り）1,700円 残り7つ
大箱（3.5kg入り）4,200円 残り1つ

小豆島産のそうめんです。民商も参加している原水爆禁止江南協議会では、毎年この販売の利益から平和運動の活動費を捻出しています。

7月22日（月）、23日（火）は、出張につき事務局員は不在です。（尾北民商事務所は開いています）